

# 岡山県立玉島高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和3年3月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校におけるいじめの認知件数は年間数件ある。言い争いなど、いじめ防止対策委員会には、多くの是正事例は年々増加傾向にある。その多くはインターネット上で他人を中傷するような内容だが、近年SNSなどの書き込みによるトラブルも懸念されている。生徒の多くのスマートフォンを所持しているが、生徒のネット使用における基本的知識の欠如、情報モラルの低下や個人情報の取り扱いについての基礎的な知識が不足しているのが現状である。現在、生徒課を中心としたいじめ問題への対応を行っているが、未然に防止する取り組みをより強く推進するためには、他の分室組織とも連携して学校をあげた組織的な取り組みを行う必要がある。また、いじめを早期に発見し、適切に対処するための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた組織的な取組みを推進するため、いじめ防止対策委員会には、生徒課長以外にも各課、室、学年での教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行つ。また、生徒のスマートフォン等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

⑥生徒のChrome bookにSTOPitアプリを全員が導入し、生徒情報を集めやすい状況を作る。

・SNSの利用やネット上のいじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。

・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを諒恕し、実施時期の工夫を行つとともに、得られた情報の教職員間での共有を図る。

## 保護者・地域との連携

学 校		関係機関等との連携
生徒	課	<県教育委員会> ・ネットパトロールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフの派遣
いじめ防止対策委員会		【学校則の窓口】 ・副校长、教頭 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
対策委員会の役割		【玉島警察署】 ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となり、発生したいじめ事業への対応 ・対策委員会の開催時期 ・年3回学年ごと ・対策委員会の内容の教職員への伝達 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼などで伝達。	【学校則の窓口】 ・生徒課長 ・専門医療機関 ・適切な指導のための情報交換と連携	
構成メンバー ・校内 ・校外 ・カウンセラー等	【学校則の窓口】 ・教育相談室長 ・児童相談所 ・適切な指導のための情報交換と連携	
全教職員		【学校則の窓口】 ・教育相談室長

## 学校が実施する取組

① いじめの防止	(教員研修)	・教員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、生徒のネット利用の状況や指導上の留意点についての研修会を行う。 ・いじめについて考える週間ににおいて、生徒会執行部・生活指導委員会で生徒自らが考え、企画・実施する「いじめ防止の意識を高めるための取組」を実施する。
	(生徒会活動)	・普段の授業における教材の内容や生徒の学習の様子など、折に触れていじめの予防を啓発する。
	(居場所づくり)	・日頃の授業や学校行事等の特別活動の中でも、誰もが活躍できる機会を設定することことで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 ◎hyper-QU等の各種調査を有効に活用し、クラス活動における生徒状況把握に努める。
② 早期発見	(情報モラル教育)	・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や校内の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
	(情報共有)	・生徒の気になる変化や行為があつた場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間あるいは保護者も含めていつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
	(道徳教育・人権教育)	・生徒集会、全校集会で道徳や人権について講話ををする。
③ いじめへの対処	(日頃の授業)	・普段の授業における教材の内容や生徒の学習の様子など、折に触れていじめの予防を啓発する。
	(実態把握)	・クラス単位のLHR等でいじめに対する考え方を身につけさせ、いじめは加害者と被害者だけの関係ではなく傍観者の存在がきわめて重要であることを認識させる。
	(相談体制の確立)	・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施するとともに、生徒面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・教育相談担当の教職員・スクールカウンセラーの存在を生徒に周知する。全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒が受けたり見たりしたいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・STOPitを有効活用し、早期問題解決を図る。
	(情報共有)	・生徒の気になる変化や行為があつた場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間あるいは保護者も含めていつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
	(いじめの有無の確認)	・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになつたときは、速やかに、いじめの事実の確認を行う。
	(いじめへの組織的対応の検討)	・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。再びいじめが起こらないよう関係生徒の言動を学年や学校全体で把握する。必要に応じて警察等の関係機関へ相談する。
	(いじめられた生徒への指導)	・いじめられた生徒があつたことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。
	(いじめた生徒に対する対応)	・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されないと行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせることができるよう指導を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
	(傍観者への指導)	・いじめの傍観者や無関心を装う生徒に対しては、正しい人権意識や秩序ある社会のルールに気づかせ、自ら問題を解決していこうとする姿勢や態度を育てる。